

高岡市民病院給食調理等業務公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

本要項は、「高岡市民病院給食調理等業務」を委託する委託先の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 高岡市民病院給食調理等業務
- (2) 業務内容 「高岡市民病院給食調理等業務委託に係る仕様書」を基準とする。
- (3) 委託期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
※ただし、令和7年3月1日から令和7年3月31日までの間に、業務受諾に向けた調理業務の引き継ぎ等の諸準備を行うこと。（当該引き継ぎに係る費用は新受託者負担とする。）
- (4) 実施場所 高岡市民病院（富山県高岡市宝町4番1号）
- (5) 予定価格（委託額の上限） 386,500千円（税込）3年間
(128,833千円／年)

3 スケジュール

内 容	期 間 ・ 期 限 等
(1) 公表及び資料配付開始	令和6年11月6日（水）
(2) 現地見学会及び説明会	令和6年11月20日（水）
(3) 質問書の提出期限	令和6年11月6日（水）～11月22日（金）
(4) 質問回答	令和6年11月27日（水）
(5) 参加表明書提出期限	令和6年11月6日（水）～11月29日（金）
(6) 企画提案書の提出期限	令和6年12月18日（水）
(7) プレゼンテーション審査実施	令和7年1月中旬
(8) 審査決定通知	令和7年1月下旬

4 本プロポーザルへの参加資格

申請者は以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 高岡市入札参加資格者名簿に登録された者であること。（参加表明書提出時点で競争入札参加資格者名簿登録者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行い、受理されること。）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (3) 高岡市指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
 - (4) 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。
 - ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）
 - ③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）
 - イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 二) 組合の理事
 - ホ) その他業務を執行する者であつて、イ) からニ) までに掲げる者に準ずる者
 - ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- (5) 参加**表明書**の提出時点で、本院と同程度の診療科目を有し、一般病床数200床以上の病院において、患者給食業務（調理業務、配膳・下膳、衛生管理等調理業務全般をいう）の受託実績を、継続して5年以上有する者であること。（一般病床とは、医療法に規定された療養病床、結核病床、精神病床および感染床病床以外の病床をいう。）
- (6) 過去3年以内、北陸圏内で病院給食受託業務において、食品衛生法による業務停止処分を受けていないこと。
- (7) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合に代行保証が確認できる者、または同等の代行保証体

制をとれることが確認できる者であること。

- (8) 病院給食業務にかかる医療関連サービスマーク認定業者であること。
- (9) 食中毒、火災、人身及び財物損壊事故等による被害者への賠償責任に対応できる損害賠償責任保険に加入していること。
- (10) 固定資産税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者として高岡市暴力団排除条例施行規則第3条で定める者でないこと。

5 参加表明書について

- (1) 受付期間 令和6年11月6日(水) 午前9時から同年11月29日(金) 午後5時まで
- (2) 受付場所及び方法
別紙「参加表明書」を高岡市管財契約課への持参又は郵送若しくはFAX、電子メールにて受け付ける。
※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
※郵送及びFAXの場合は、收容確認のため送付後に電話をお願いします。
【提出先】
〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号
高岡市 総務部 管財契約課 契約係(担当:堀本)
TEL:0766-20-1384 FAX:0766-20-1383
E-Mail:kankei@city.takaoka.lg.jp
- (3) 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知について
令和6年12月4日(水)までに通知する。

6 現地見学会及び説明会の実施について

次のとおり現地見学会及び説明会を開催します。プロポーザル参加希望者は必ず出席願います。

- (1) 開催日時 令和6年11月20日(水) 午後1時から
現地見学会終了後、説明会を実施
 - (2) 開催場所 高岡市民病院 地下1階栄養管理科
 - (3) 参加方法 別紙「説明会参加申込書」を持参又は郵送により提出
 - (4) 申込受付期限 令和6年11月15日(金) 午後5時まで
 - (5) 申込場所 〒933-8550 富山県高岡市宝町4番1号
高岡市民病院 医療局 栄養管理部 栄養管理科(担当:笹谷)
TEL:0766-23-0204 FAX:0766-26-2007
- ※見学当日は白衣、帽子、マスク、履物、細菌検査結果書を持参

7 質問の受付及び回答

実施要綱等についての質問を次のとおり受け付ける。なお、電話や来訪による口頭での質問や、受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和6年11月6日(水)午前9時から同年11月22日(金)午後5時まで
- (2) 提出様式 【様式4】質問書
- (3) 提出方法 FAX又は電子メールによるものとする。
(電子メールは、件名を「高岡市民病院調理等業務質問書、会社名」としてください。)
【提出先】
〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号
高岡市 総務部 管財契約課 契約係(担当:堀本)
FAX:0766-20-1383 E-Mail:kankei@city.takaoka.lg.jp
- (4) 回答日 令和6年11月27日(水)
- (5) 回答方法 質問者の法人名を伏せたうえ高岡市ホームページで公表する。

8 企画提案書の提出について

企画提案書の提出については、次のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和6年12月18日(水)まで
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時(土、日曜日及び祝日は除く。)
- (3) 提出書類 別紙「提出書類」のとおり
- (4) 提出場所 〒933-8550 高岡市宝町4番1号
高岡市民病院 医療局 栄養管理部 栄養管理科(担当:笹谷)
- (5) 提出方法 企画提案書を提出場所に持参するか、書留郵便にすること。
郵送の場合は、受付期間中(最終日は午後5時まで)に必着とする。
なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。
- (6) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。
- (7) 留意事項
 - ・申請書類の著作権は申請者に帰属する。ただし、委託先に選定された申請者の申請書類については、高岡市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
 - ・申請を辞退する場合には、速やかに辞退届【様式5】を提出すること。
 - ・提出された申請書類の内容の変更、差し替え及び再提出は認めない。
 - ・提出された申請書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
 - ・本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。

- ・高岡市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- ・提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの、指定する様式等及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの並びに虚偽の内容が記載されている者は失格とする。

9 企画提案書への記載事項

- (1) 業務遂行能力に関する事項
会社概要、事業規模、委託業務実績、医療関連サービス振興会の認定など業務遂行にあたり企業として必要な能力
受託準備、引き継ぎ等の具体的なスケジュールと体制
- (2) 業務運営体制
しっかりとした責任体制での人員配置（勤務態様（常勤・パート等）別の人数、実務経験年数、有資格者の配置計画、責任者、指揮命令系統、勤務シフト等）及び教育・研修など従事者の育成に関する基本的な考え方と取り組み内容
- (3) 病院給食に関する取り組み
治療食としての病院給食に対する基本的な考え方、調理方法（作業手順、作業工程、作業動線表等）など病院給食業務の運営方針及び体制
- (4) 安全衛生管理体制
アレルギー食への対応、異物混入や誤配膳防止対策、安全な食事提供に向けた衛生管理、設備管理など事故を未然に防ぐための対応
- (5) 危機管理体制
従事者の感染症発症による欠員時または施設設備の障害等の発生時などにおけるサポート体制、損害賠償、代行保証など、万が一事故等が発生した際の企業としての対応
- (6) 患者満足度向上のための対応
嚥下調整食、緩和ケア、その他喫食不良者等への対応、行事食、幼児食、選択食など入院患者の満足度を高める具体的な取り組みと、患者からの食事クレームに対する分析と対応
- (7) その他
委託業務に係る独自の提案事項について

10 企画提案書の審査

- (1) 審査方法 書類審査及び企画提案書に基づくプレゼンテーションの審査により行う。
- (2) 審査日 令和7年1月中旬（時間及び場所は別途通知します。）
- (3) 実施方法 30分（プレゼンテーション20分、質疑回答10分）
- (4) 留意点
プレゼンテーションを実施する者については、受注する会社の社員で、担

当エリアを統括する者または現場クラスの者が行い、提出された企画提案書等に基づいた説明内容とし、追加の資料・提案は原則として認めない。

11 委託先候補者の選定及び審査結果の通知

選定委員が審査基準に基づき、企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して、委託先候補者の選定を行う。評価基準・項目・配点は別添「高岡市民病院給食調理等業務委託業者採点表」のとおり。審査結果は、審査後速やかにプレゼンテーション審査を受けたすべての申請者に文書で通知する。

なお、実施結果については、結果通知後に非特定者の参加者の名称を伏せたうえ高岡市ホームページで公表する。

12 契約の締結

委託先候補者と事業の実施などに関する細目的事項について協議のうえ、契約を締結する。

13 書類提出先・問い合わせ先

<参加表明書、質問書について>

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号
高岡市 総務部 管財契約課 契約係（担当：堀本）
TEL:0766-20-1384 FAX:0766-20-1383
E-Mail: kankei@city.takaoka.lg.jp

<現地見学会及び説明会、提案書について>

〒933-8550 富山県高岡市宝町4番1号
高岡市民病院 医療局 栄養管理部 栄養管理科（担当：笹谷）
TEL:0766-23-0204 FAX:0766-26-2007
E-Mail: eiyu01@med-takaoka.jp